

一定規模以上の土地の形質の変更をする時は

事前の届出が必要になります

土壤汚染対策法（以下「法」という。）の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、事前に都道府県知事に届け出なければならないとされています。

A 3,000 m²以上の土地の形質の変更をしようとする者（下記Bを除く）：法第4条第1項

B 下記に該当する土地で、900 m²以上の土地の形質の変更をしようとする者

(1) 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を廃止し、法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地：法第3条第7項

(2) 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の土地、若しくは有害物質使用特定施設を廃止し土壤汚染状況調査を実施中又は調査の一時的免除を申請中の期間に、形質の変更をしようとする当該有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の土地：法第4条第1項

A及びB(2)の場合、事前に法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査を実施し、結果を届出と併せて提出することも可能です。

なお、届出のあった土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、法第4条第3項の規定により、都道府県知事は土地所有者等に土壤の調査を命ずる場合があります。

【法第3条第7項】

第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【法第4条第1項】

土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【法第4条第2項】

前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

【法第4条第3項】

都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

1 届出が必要となる工事

盛土及び掘削工事の面積合計がAは3,000 m²以上、Bは900 m²以上となる工事（盛土のみの工事を除く）

【例外行為】

(1) 次のいずれにも該当しない行為

- ① 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を伴うこと
 - ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること
- (2) 通常の農業（耕起、収穫等）の行為であって、(1) ①に該当しないもの
 - (3) 林業の作業路網の整備であって、(1) ①に該当しないもの
 - (4) 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更
 - (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 届出様式、届出要件

- (1) 届出様式：土壌汚染対策法施行規則第 21 条の 2 第 1 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づく届出様式（法施行規則 様式第 6）
- (2) 届出部数：正副 2 部
- (3) 届出時期：法第 3 条第 7 項の届出は、土地の形質の変更に着手する前（必ず調査命令が出るので、余裕をもって届出すること）
法第 4 条第 1 項の届出は、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで
- (4) 届出窓口：土地の形質の変更の対象となる土地の所在地を管轄する広域振興局保健福祉環境部、保健福祉環境センター、政令市、権限移譲市
※届出窓口の詳細は別添資料 1 のとおり

3 記入例 ※届出様式の記入例は別添資料 2 のとおり

4 添付書類

○法定提出書類

- (1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図（位置図）
- (2) 土地の形質の変更の場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (3) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合、登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面
※登記事項証明書のほかに、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が該当します。

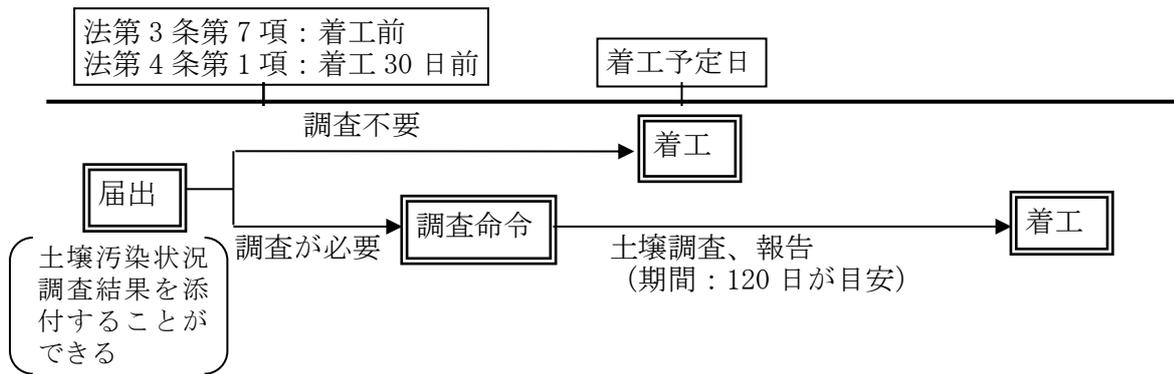
土壌汚染対策法施行規則の改正に伴い、令和 4 年 7 月 1 日より、同意書から変更となりました。

○審査のために提出を求める書類

- (4) 登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等である場合においても、審査のため提出をお願いします。）
- (5) 土地利用履歴書（提出任意）
過去にその土地で使用等された特定有害物質に係る情報をお持ちの場合は添付してください。なお、様式は自由です。
- (6) （法第 4 条第 1 項に係る届出提出者の場合）法第 4 条第 2 項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書（提出任意、法施行規則 様式第 7）
形質の変更をしようとする土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により調査した結果を添付することができます。

※添付書類の記載例は、(1)(2)は別添資料 3、(5)は別添資料 4 のとおり

5 届出後の流れ



6 問合せ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県環境生活部環境保全課 環境調整担当

電話 019-629-5359